

# 「指定居宅サービス」重要事項説明書

## 指定通所介護・指定介護予防通所サービス

当事業所は介護保険の指定を受けています。

指定通所介護事業  
指定介護予防通所サービス事  
.....  
(愛知県指定 第2376300154号)

指定通所介護又は指定介護予防通所サービスの提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、誓約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 目次

1	事業者	.....	2
2	事業所の概要	.....	2
3	事業実施地域及び営業時間	.....	2
3	事業所の職員体制	.....	3
4	当事業所が提供するサービスと利用料金	.....	3
5	苦情の受付について	.....	6
6	事故発生時の対応について	.....	7
7	第三者評価について	.....	7

## 1 指定居宅サービスを提供する事業者について

- (1) 事業者名称 社会福祉法人 明峰福祉会
- (2) 法人所在地 愛知県北設楽郡東栄町大字中設楽字松久保1番地3
- (3) 電話番号 0536-79-3534
- (4) 代表者氏名 理事長 佐々木 経人
- (5) 設立年月日 平成3年6月19日

## 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

- (1) 事業所の名称 設楽町生活支援ハウス偕楽園  
(通所介護・介護予防通所サービス)
- (2) 事業所の種類 指定通所介護事業所 (平成11年12月28日指定)  
指定介護予防通所介護事業所 (平成18年 4月 1日指定)
- (3) 介護保険指定事業所番号 愛知県 2376300154号
- (4) 事業所の所在地 愛知県北設楽郡設楽町津具字大島24番地
- (5) 電話番号 0536-83-2315
- (6) 事業所長名 村松小依子
- (7) 開設年月日 平成 4年 4月 1日 (指定通所介護事業)  
平成29年 4月 1日 (指定介護予防通所サービス事業)
- (8) 通常の事業の実施地域 設楽町・豊根村・東栄町
- (9) 利用定員 25人
- (10) 事業の目的 介護保険法令の趣旨に従い、ご契約者(利用者)がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に通所介護事業及び介護予防通所サービス事業における通所介護相当サービスを提供します。
- (11) 運営方針 当事業所は、地域、家族や各種サービス提供機関と連携を密として一地域の利用者を一日受け入れ、利用者の意思及び人格を尊重した生活介護や機能訓練を提供します。また、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身の維持並びに家族の身体的、精神的負担の軽減に努めます。
- (12) 営業日・営業時間

	通所介護・介護予防通所サービス
営業日	月～金(年末年始を除く)
受付時間	午前 8時30分～午後17時15分
サービス提供時間	午前10時00分～午後15時30分

\* 悪天候等により、上記内容を変更する場合があります。  
(別紙1・警報時の対応について参照)

### 3 事業所の職員体制

管理者 村松小依子

利用者に対して居宅サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	職 務 内 容	職 員 数
管理者	従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。	常勤兼務 1名
生活相談員	利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように生活機能の維持又は向上を目指し、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。	常勤兼務 1名
		非常勤兼務 1名以上
看護職員	サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。	非常勤兼務 1名以上
介護職員	通所介護計画に基づいて、生活機能の維持又は向上を目指し必要な日常生活上のお世話及び介護を行います。	3名以上
機能訓練指導員	通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように生活機能の維持又は向上を目指し、機能訓練を行います。	非常勤兼務 1名以上

### 4 提供するサービスのと利用料金

利用者に対して以下のサービスを提供します。

\* 通所介護・介護予防通所サービス

- (1) 利用料が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料の全額をご契約者に負担いただく場合

## (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

### (サービスの概要)

- ・ 食事の提供及び介助  
栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。  
介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供をします。
- ・ 入浴の提供及び介助  
入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
- ・ 排せつ介助  
介助が必要な利用者に対して、排せつの介助、おむつ交換を行います。
- ・ 日常生活動作の機能訓練  
利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練、利用者の心身の活性化を図るためのレクリエーション等を行います。
- ・ 健康状態の確認  
体調や血圧等の確認を行います。
- ・ 利用者居宅への送迎  
事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。  
但し、通常の実施地域外からのご利用の場合は、交通費をご負担いただきます。
- ・ その他自立への支援  
居宅サービス利用者に対して外出サービスを行います。

[サービスの利用料金(1回あたり)] (契約書第6条参照)

下記の料金表によって、利用者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担)をお支払い下さい。

### \*通所介護事業

(設楽町は地域区分7級地のため地域加算10.14を乗じた表示)

ご契約者の要介護度とサービス基本利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
	5,779円	6,824円	7,878円	8,923円	9,977円	1回につき

◎ サービス利用に係る自己負担額は、ご契約者の介護負担割合証に基づきます。

### \*介護予防通所サービス事業

(設楽町は地域区分7級地のため地域加算10.14を乗じた表示)

ご契約者の要介護度とサービス基本利用料金	基本チェックリスト該当者 要支援1	要支援2	備考
通 年	18,231円	3,6716円	単位/月の定額

◎ サービス利用に係る自己負担額は、ご契約者の介護負担割合証に基づきます。

◎介護認定者、介護予防通所サービス事業利用者共に、加算項目については別紙内容が上記利用料金に加算されます。

\* 利用者がまだ要介護認定を受けてない場合には、サービスの利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護等の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また居宅サービス計画が作成されてない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

\* 利用者に提供する食事の食材料・調理に係る費用は別途頂きます。

\* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第7条参照)  
以下のサービスは、利用料金の全額が、利用者の負担となります。

#### 各サービス共通

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス  
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

② 食事の提供(昼食)  
利用者に提供する昼食の食材料・調理にかかる費用です。

料金:1回あたり            昼食 530円            おやつ 50円

③ 複写物の交付  
利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は、実費を負担して頂きます。

実費 1枚につき 10円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費  
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

内容	
おむつ代	150円/枚
洗濯代	500円/回

\* 通常の事業実施地域以外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記の料金をいただきます。  
通常の事業の実施地域を越えて行う、指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収します。但し、自動車を使用したときは、実施地域を越えた地点から片道1キロメートル当たり37円を徴収します。

\* 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料のお支払方法(契約書第6条参照)

前記 (1) (2)の料金・費用は、翌月の末日までに下記のいずれかでお支払い下さい。

ア	金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関	JA愛知東農協津具支店 津具郵便局		
イ	下記指定口座への振り込み JA東愛知農協津具支店 津具郵便局	普通 0021133 普通54707551	偕楽園 偕楽園	
ウ	窓口での現金支払い			

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

・利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事が出来ます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。

・利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	530円と自己負担額相当

・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する機関にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能機関又は日時を利用者に提示して協議します。

5 苦情の受付について(契約書第21条)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

\* 苦情の受付窓口

・通所介護事業・介護予防通所サービス事業

生活相談員 佐々木亜希

月曜日から金曜日 午前8:30～午後17:15

電話 0536-(83)-2315

FAX 0536-(83)-2330

(2) 行政機関その他苦情受付機関

設楽町役場 町民課 介護保険担当者	場所 電話 FAX 受付場所	北設楽郡設楽町田口字辻前14番地 0536-(62)-0511 0536-(62)-1458 午前8:30～午後17:15
豊根村役場 介護保険担当者	場所 電話 FAX 受付場所	豊根村下黒川字蕨平2番地 0536-(85)-1311 0536-(85)-5005 午前8:30～午後17:15
東栄町役場 介護保険担当者	場所 電話 FAX 受付場所	東栄町大字本郷字上前畑25番地 0536-(76)-0501 0536-(76)-1725 午前8:00～午後5:15
愛知県国民健康 保険団体連合会 介護福祉室	場所 電話 FAX 受付時間	名古屋市東区泉一丁目6番-5号(国保会館) 052-(962)-1307 052-(962)-0962 午前9:00～午後5:00
東三河広域連合 介護保険 事業グループ	場所 電話 FAX 受付時間	豊橋市八町通2丁目16番地 0532-(26)-8470 0532-(26)-8475 午前9:00～午後5:00

## 6 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護・介護予防通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護・介護予防通所サービスの提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### \* 市町村の窓口

市町村名	設楽町役場
担当部・課名	町民課
所在地	設楽町田口字辻前14番地
電話番号	0536-62-0519
FAX番号	0536-62-1458
受付時間	8:30~17:15

### \* 居宅介護支援事業所の窓口

事業所名	
所在地	
電話番号	
担当介護支援専門員	

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

損害賠償保険	保険会社名	楽天損害保険株式会社
	保険名	障害総合保険
	補償の概要	死亡・後遺障害他

自動車保険	保険会社名	愛知東農協 津具支店
	保険名	自動車共済保険
	補償の概要	対人対物無制限

## 7 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	

**警報時の対応のマニュアル(愛知県東三河北部に警報が発令された場合)**

設楽町生活支援ハウス偕楽園

<p>大雨警報 洪水警報 暴風警報</p>	<p>○営業前に発令された場合 8時30分、警報が出ている場合は営業を中止とし、速やかに当日利用者宅にその旨連絡する。8時30分、台風等で数時間後警報が予想される場合においても同様とする。</p> <p>○営業中に警報が発令された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天候または道路の状況を確認し、その時点で送迎可能と判断した場合は速やかに家族に連絡し利用者を安全にお送りする。</li> <li>・その時点で悪天候の場合は、安全に送迎できる状況が確保されるまで偕楽園で待機し、送迎可能となった時点で速やかに安全にお送りする。</li> <li>・台風等で天候が不安定の場合、注意報の段階で気象情報について情報を収集し数時間後の警報が予想される場合は営業を中止し利用者をお送りする。その旨家族に連絡する。</li> </ul>
<p>大雪警報</p>	<p>○大雨、洪水、暴風警報に準ずる。</p> <p>○警報が出ていない場合でも積雪量が多く道路の凍結等で送迎が危険と判断される場合は、本部やまゆり荘長、職員、担当介護支援専門員等と協議し営業を中止する場合もあり得る。</p>

\* 上記について職員と確認し、本部の荘長と協議しながら実施する。また上記記載以外については職員と協議し決定する。

\* 中止の場合は担当介護支援専門員にも連絡する。

## 別紙 2

## サービス加算利用料金一覧表

## ○介護認定者

令和6年6月

(設楽町は地域区分7級地のため、金額は単位数に10.14を乗じた表示)

サービス項目	単位数(単位)	金額(円)	自己負担分(円)		対象者	備考
サービス提供体制強化可算Ⅲ	6	60	1割 6	1回毎	介護認定の方(全員)	保険対象
処遇改善加算Ⅱ	利用されたサービス単位数に9.0%の加算			月	介護認定の方(全員)	保険対象
入浴介助加算Ⅰ	40	405	1割 40	1回毎	介護認定の方(全員)	保険対象
送迎を行わない場合	▲47	▲476	▲48	片道	介護認定の方(全員)	保険対象

◎サービス利用に係る自己負担額は、利用者の介護負担割合証に基づきます。

◎上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理により誤差が生じることがあります。

## ○介護予防通所サービス

(設楽町は地域区分7級地のため、金額は単位数に10.14を乗じた表示)

サービス項目	単位数(単位)	金額(円)	自己負担分(円)		対象者	備考
サービス提供体制強化可算Ⅲ	24	243	1割 25	1ヶ月毎(定額)	基本チェックリスト該当者 要支援1の方	保険対象
サービス提供体制強化可算Ⅲ	48	486	1割 49	1ヶ月毎(定額)	要支援2の方	保険対象
処遇改善加算Ⅱ	利用されたサービス単位数に9.0%の加算			月	全員	保険対象

◎サービス利用に係る自己負担額は、利用者の介護負担割合証に基づきます。

◎上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理により誤差が生じることがあります。

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

設楽町生活支援ハウス偕楽園  
通所介護事業・介護予防通所サービス事業

説明者 生活相談員

私は、本書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 愛知県北設楽郡設楽町

氏名 印

御家族代表者 住所

氏名 印

利用者は、身体の状況により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

住所

<署名代筆者>

氏名 印

この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条及び第125条の規程に基づき、利用申し込み者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。